

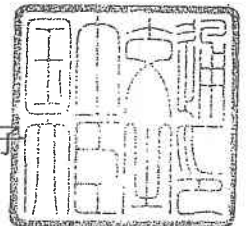


認定書

国住指第1972号
平成14年5月17日

ウベボード株式会社	代表取締役社長	若本良隆	様
株式会社エーアンドエーマテリアル	代表取締役社長	飯塚洲一	様
株式会社大嶽名古屋	代表取締役社長	大嶽英雄	様
小野田化学工業株式会社	代表取締役社長	和田直蔵	様
神島化学工業株式会社	代表取締役社長	田中 厚	様
山王セラミックス株式会社	代表取締役社長	今田明良	様
四国浅野スレート株式会社	代表取締役社長	浅田勇夫	様
第一スレート工業株式会社	代表取締役	吉田耕太郎	様
ダイスレ工業株式会社	代表取締役	足立一三	様
中越テック株式会社	代表取締役	岩川 熙	様
東京スレート株式会社	取締役社長	松下敦雄	様
東北浅野スレート株式会社	代表取締役専務	星野嘉邦	様
東洋スレート株式会社	取締役社長	中島由雄	様
ナイガイ株式会社	代表取締役社長	梅澤貞次	様
ニチアス株式会社	代表取締役社長	田中 勇	様
日光化成株式会社	代表取締役	利倉一晴	様
日本インシュレーション株式会社	代表取締役社長	柿木克己	様
株式会社ノザワ	取締役社長	野澤俊也	様
三菱マテリアル建材株式会社	代表取締役社長	野田文彦	様
株式会社ミエスレート	代表取締役社長	和田山久司	様
村樫スレート工業株式会社	取締役社長	村樫栄一	様
大和スレート株式会社	代表取締役	浅田勇夫	様
横浜スレート工業株式会社	取締役社長	木下貞雄	様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-8578
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
繊維混入けい酸カルシウム板
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

構造設計図書又は防火材料説明図

(別添)

1. 認定番号
NM-8578
2. 認定取得年月日
平成14年5月17日
3. 品目名
繊維混入けい酸カルシウム板
4. 申請者、申請者住所、電話番号
申請各会社名は、別紙の通り
5. 主たる用途
建築物の壁・天井・柱・はり
6. 付帯条件
なし

7. 製品の形状寸法
- 7-1. 認定の条件

かさ比重	厚さ (mm)
0.15以上	25以上
0.35以上	12以上
0.6以上	5以上

- 7-2. 形状

(1) 外観形状：平板（単板，積層板）

- ・積層板は、同一組成の硬化前の平板（単板）を積層して厚着したものと硬化した平板を接着したものとがある。

(2)表面形状：平滑、凹凸状、有孔

- ①有孔板は、単板を加工したもので、貫通穴と開孔穴の2種類ある。
- ②貫通穴の有孔板は、開孔率28%以下とする。
- ③貫通穴の有孔板を用いる場合、裏打ち材料に不燃材料を用いる。(不燃下地は除く)

7-3. 製品の概要

製品の厚さ、大きさ及び物理性能は、以下による。

種類 (記号)		厚さ (mm)	最大寸法 (mm)	見かけ密度 (g/cm ³)	曲げ強度 (Kgf/cm ²)	含水率 (%)	
第一種	—	0.8 けい酸カルシウム板 (0.8FK)	5 以上	1500×3640	0.6~0.9	100 以上	15 以下
		1.0 けい酸カルシウム板 (1.0FK)		1500×3640	0.9~1.2	100 以上	15 以下
第二種	1号	0.5 けい酸カルシウム板 (0.5TK)	12 以上	1210×3130	0.35 以上~ 0.75 以下	20 以上	10 以下
	2号	0.2 けい酸カルシウム板 (0.2TK)	25 以上	1210×3130	0.15 以上~ 0.35 未満	4 以上	10 以下

8. 構成(組成)・断面図

8-1. 組成(重量比)

製品の組成は、JIS A 5430-2001「繊維強化セメント板」に規定する「けいカル板」に準じる。

けい酸カルシウム 75~89% 無機繊維質 11%以上 有機質 6%以下

8-2. 断面図

平板



9. 留意事項

材料の運搬と保管にあたっては、下記事項に注意する。

9-1. 運搬の注意

- ①積み降ろしにはかどを損傷しないように十分注意する。
- ②車両などで運搬するときには平積みにし、立てかけない。
- ③長さの違う板を積むときは長い板を下に積む。
- ④持ち運びのとき、薄手の大判ものを二人以上で運び、水平に持つのは避ける。

9-2. 保管の注意

- ①屋内の固い平らなところに水平に置く。
- ②地面に直接置かない。やむをえないときは飼木をする。
- ③積み重ね高さは1 m以下が適当であるが、床の支持力などを考えて安全な高さをきめる。
- ④やむをえず屋外に置く場合は、日光の直射や風雨をさけるため防水シートなどの適当なおおいで保護する。

10. 防火処理の概要

なし

11. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。